

ひまわり



令和元年11月25日(月)

人権週間

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～



このスローガンは、法務省と全国人権擁護委員連合会が定めた本年度の人権啓発活動重点目標です。我が国では、12月4日から12月10日の期間を人権週間とし、人権を守るための啓発活動を行っています。

私たちは、日頃から『人権』という言葉を使っていますが、皆さんは人権の意味を説明できますか。

私はいつも、「人間が人間らしく生きる権利」「生命と自由を確保し幸福を追求する権利」と説明しています。同時に、人権は誰もが生まれながらに持っている権利なのです。したがって、この

権利は、どのような理由があっても侵害されてはならないのです。また、私たち一人一人が、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他者の人権に配慮した行動をとることが大切なのです。

しかし、残念なことに、現実には多くの人権課題が存在します。具体的には次に示すようなものです。女性への人権侵害・子どもへの人権侵害・高齢者への人権侵害・障がい者差別・外国人差別・部落差別・HIV感染者やハンセン病患者への差別・アイヌの人々への差別など、今なお多くの人権課題があります。

身近な事象では、『いじめ』も重大な人権侵害です。いじめによって尊い命が失われる事案も多く発生しており、いじめは決して許されるものではありません。また、社会の情報化が進む中、インターネットによる差別事象やプライバシーの侵害、名誉毀損が頻発していることも大きな問題です。自分がされていやなことは、絶対に人にしない。このことは、他者の人権を守るうえで最低限のルールです。人権週間を迎えるにあたり、皆さんには、自分と他者の人権が守られる、人に優しい社会のあり方を考えてほしいと思います。

学校ホームページで、日々の教育活動のようすを公開しています。どうぞ、本校ホームページを閲覧してください。

【東住吉中学校】で検索



QR code

東住吉中学校HP → <http://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=j742691>